

星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村等が行うLED防犯灯（以下「LED防犯灯」という。）の新たな設置及び既設の防犯灯からの更新を促進し、もって、星空や環境に優しいLED防犯灯の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「LED防犯灯」とは夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火の笠又はシェードをいい、上空への光の漏れが少ない設計のものをいう。

2 前項において「上空への光の漏れが少ない設計」とは、上方光束比が少なくなるよう配慮された器具であることをいい、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）で指定された星空保全地域内においては、当該星空保全地域内に適用される星空保全照明基準における屋外照明器具の基準を満たすものをいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第2欄に掲げる者に対し、間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、以下に掲げる経費の合算額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

ただし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 市町村が行う対象事業に要する別表第3欄に掲げる経費

(2) 対象事業を行う別表第2欄に掲げる者に、同表第3欄に掲げる経費に対して市町村が交付する間接補助金の額

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条 (第4項を除く。)、 第13条から第15条まで、第16条 第2項後段、第17条 、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による 様式第5号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 対象経費の増額

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業の対象経費の増額

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までにしなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払)

第13条 補助事業者は、間接補助事業にかかる本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第15条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年8月28日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表

1 対象事業	2 間接補助事業 実施主体	3 対象経費	4 補助率
星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業	自治会、町内会等	LED防犯灯の新設又はLED防犯灯以外の既設防犯灯からLED防犯灯への更新に係るLED灯火の代金、灯火の笠又はシェード等の代金、自動点滅器の代金、取付金具・諸材料代、設置作業代及び諸経費(ただし、工事請負費又は委託費については、県内事業者が施工又は実施したものに限る。)※設置作業代、諸経費及び値引き額は対象経費によるものと、対象外経費によるものとに按分する。	1/4